

お知らせ

令和7年春季

全国火災予防運動

期間 3月1日(出)から
7日(金)まで

全国統一防火標語

『守りたい 未来があるから
火の用心』

本年も3月1日から7日間にわたり春季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災の発生しやすい時季を迎え、防火防災意識を高めていただくことにより、家庭や地域、事業所などにおける出火を防ぎ、尊い生命を守るとともに、貴重な財産の焼失を防ぐことを目的として行われます。

昨年(令和6年)中における小松島市管内での火災発生件数は14件であり、前年と比較し7件の増加でした。

消防本部で実施する

主な行事

- ① 大型店舗等への立入検査
 - ② 消防水利の点検整備
- ご協力よろしくお願ひします。

住宅用火災警報器を

設置しましょう



Q 住宅用火災警報器とは何ですか。

A 火災により発生する煙や熱を感じし、警報音や音声などで火災を知らせてくれる装置です。

Q 設置は義務ですか。

A 新築・既存にかかわらず、すべての住宅に設置が義務づけられています。

Q 罰則はありますか。

A 罰則はありませんが、大切な家族やご自身の命を守るために早期に設置しましょう。

Q 設置する場所はどこですか。

A 基本的には寝室と寝室のある階段上部(1階の階段は除く。)に設置することが必要です。また、住宅の階数等によっては、その他の箇所(階段)にも必要になる場合があります。

Q どこで買えますか。

A お近くのホームセンターや電器店などで購入できます。

Q どのくらいの効果がありますか。

A 消防庁において分析したところ、設置されている場合は、設置されていない場合に比べて、死者数と焼損床面積は半減、火災による損害も4割減少した結果となっています。

詳しくは、市ホームページ <https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/3404671.html> をご確認ください。

野焼きは法律で禁止されています

野焼きが原因となる火災が増加しています。野焼きは、法令により一部の**※例外規定**を除いて禁止されています。やむを得ず焼却を行う場合は、あらかじめ「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等」として消防署へ届け出るとともに、次の点にご配慮をお願いします。

- ① 水を用意するなどいつでも消火できるようにし、焼却中は離れない。
- ② 住宅の近くでは焼却しない。
- ③ 近所迷惑にならないよう理解を得たうえで、必要最低限の量にとどめる。
- ④ 風向きや強さ、時間帯を考慮する。
- ⑤ 草木はよく乾かして煙の発生量を抑える。

※例外規定

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
詳しくは、市ホームページ <https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/4527091.html> をご確認ください。

問 市消防本部

☎ 32・0119 / FAX 32・3595

✉ shoubou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

HPV(子宮頸がん予防)ワクチンの経過措置について

令和6年夏以降の大幅な接種の需要増加により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいる状況等を踏まえ、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(キャッチアップ接種実施期間)に1回以上接種した方は、令和8年3月31日まで公費で3回の接種が受けられるようになりました。今後、詳細がわかり次第、「広報こまつしま」、およびホームページで周知します。

経過措置の対象者

● キャッチアップ接種対象者(平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの子)のうち、キャッチアップ接種期間にHPVワクチンを1回以上接種した方

● 令和6年度高校1年相当(平成20年4月2日〜平成21年4月1日生まれの子)のうち、キャッチアップ接種実施期間にHPVワクチンを1回以上接種した方

「これまで一度も接種していない」「過去に接種したが、キャッチアップ接種実施期間中に一度も接種していない」という方は、経過措置(接種期間の延長の対象となりません)ので、公費で接種の完了を希望される場合は、令和7年3月31日までに1回以上接種をお受けください。

※ ワクチンの有効性と安全性を十分に理解されたうえで接種をご検討ください。
※ 接種を希望される方で、転入や紛失などで予診票がお手元にならない場合は、保健センターへお問い合わせください。

市ホームページはこちら



問 市保健センター

☎ 32・3551 / FAX 32・4145

✉ hokencenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

問 = お問い合わせ先